

	笠間地区	友部地区	岩間地区
地域指定年度	昭和45年度	昭和47年度	昭和47年度
整備計画策定年度	昭和46年度	昭和48年度	昭和48年度
計画見直し年度	昭和51年度	昭和51年度	昭和53年度
	昭和62年度	昭和56年度	平成9年度
	平成11年度	平成5年度	平成15年度
	平成16年度	平成13年度	
	平成21年度		

笠間農業振興地域整備計画書

平成21年11月

茨城県笠間市

目 次

第1	農地利用計画	1
1	土地利用区分の方向	1
(1)	土地利用区分の方向	1
ア	土地利用の構想	1
イ	農用地区域の設定方針	2
(2)	農業上の土地利用の方向	3
ア	農用地等利用の方針	3
イ	用途区分の構想	3
ウ	特別な用途区分の構想	6
2	農用地利用計画	6
第2	農業生産基盤の整備開発計画	7
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	7
2	農業生産基盤整備開発計画	7
3	森林の整備その他林業の振興との関連	8
4	他事業との関連	8
第3	農用地等の保全計画	9
1	農用地等の保全の方向	9
2	農用地等保全整備計画	9
3	農用地等の保全のための活動	9
4	森林の整備その他林業の振興との関連	9
第4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な 利用の促進計画	10
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な 利用に関する誘導方向	10
(1)	効率的かつ安定的な農業経営の目標	10
(2)	農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	12
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な 利用の促進を図るための方策	12
3	森林整備その他林業の振興との関連	12
第5	農業近代化施設の整備計画	13
1	農業近代化施設の整備の方向	13
2	農業近代化施設整備計画	13
3	森林の整備その他林業の振興との関連	13

第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	14
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	14
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	14
3	農業を担うべき者のための支援の活動	14
4	森林の整備その他林業の振興との関連	14
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	15
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	15
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	15
3	農業従事者就業促進施設	15
4	森林の整備その他林業の振興との関連	15
第8	生活環境施設の整備計画	16
1	生活環境施設の整備の目標	16
2	生活環境施設整備計画	17
3	森林の整備その他林業の振興との関連	17
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	17
第9	付図	別添
1	土地利用計画図（付図1号）	
2	農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）	
3	農用地等保全整備計画図（付図3号）	

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用区分の方向

ア 土地利用の構想

本市は、平成18年3月に笠間市、友部町、岩間町が合併し、新生「笠間市」として誕生した新しい市で、茨城県のほぼ中央に位置し、首都東京から約100km、県都水戸市に隣接し、東西約20km、南北約25km、総面積240.27㎢の市域を有し、東は水戸市、茨城町、西は桜川市、南は石岡市、小美玉市、北は城里町、北西部は栃木県にそれぞれ隣接している。

地勢は、北西部は八溝山系から連なる山々、南西部は愛宕山を中心とする丘陵地帯など緑豊かな自然環境を有しており、これらに囲まれた平坦な台地に笠間・友部・岩間の各市街地や農業地域が形成されている。地区別にみると、笠間地区は本市北西部に位置し、その周辺地域はおだやか丘陵が連なり、その中央部が笠間盆地を形成している。友部地区は本市東部に位置し、その北西部は緩やかに連なる丘陵地帯、その東南部は概ね平坦な台地を形成している。岩間地区は本市南部に位置し、その北西には愛宕山や難台山などのなだらかな山々が連なり、その東部は平坦地が広がっている。また、市内を流れる河川は、涸沼川水域系に流れる市北方の城里町の山地を源流とする涸沼川及びその支流、北浦水域系である愛宕山を源流とする巴川がある。中でも涸沼川は、市最大の河川であり、市の中央部を北西から東部にかけて貫流している。

笠間地区の地質は大きく北側に分布する中生界の古期岩類と南側の花崗岩類に大別される。笠間地区から友部地区を通して水戸市北西部に至る間のよく開かれた丘陵地には、砂層を主とした地層が広く発達しており、「友部層」と呼ばれる。また、関東ローム層と呼ばれる関東火山灰層が市全域の表土の下に分布している。

友部地区の北部、西部の山地は、古期堆積岩層に属し、北西部の丘陵は淘汰のよい均質の砂層で砂鉄を採掘していた時代もあった。友部地区の大部分を占める地層を美和層と呼んでいるが、上層部は砂、砂礫、粘土層からなり、下層は主に泥層から成っている。北西部の山岳部を除く台地は多少の起伏はあるが東南にかけて平坦地となっており畑地は主にこの地帯に多く拓けている。大部分が洪積層に属する関東ローム層で、厚さが3～5mあり層中に鹿沼軽石がみられる。これらのローム層は主に北関東の火山の火山灰である。

岩間地区の河川流域は砂、シルト、粘土からなる沖積層堆積の「泥」となっており、その他は火山灰質の関東ローム層からなっている。

気候は、夏は気温・湿度ともに高く、冬は乾燥した晴天の日が多い、太平洋型の気候となっている。

交通については、JR常磐線や水戸線、国道50号、355号などの主要な鉄道・道路が交差しているほか、南北方向に常磐自動車道、東西方向に北関東自動車道が通り、友部ジャンクションで交差しており、友部サービスエリアにあるスマートインターチェンジを含め4ヶ所のインターチェンジが設置されている交通の要衝となっている。

人口は、平成20年10月1日現在で80,365人となっており、昭和55年以降の増加傾向が、平成12年の82,358人をピークに減少に転じている。その一方で、世帯数は平成20年10月1日現在27,947世帯と年々増加しており、人口の減少に相反して世帯数が増加していることにより1世帯当たりの世帯人員は2.88人と年々減少している。

北関東自動車道とインターチェンジの整備など広域的な交通網や駅周辺整備が進められており、これらを契機に、市内幹線道路をはじめとする骨格道路の整備や広域的交流拠点などの整備を効果的に推進することにより、第2次・第3次産業等の新たな産業立地を推進していくことが期待されている。こうした新たな産業開発などに伴う付加人口を受け止め定住を促して

いくため、さまざまな施策を推進し、笠間独自の住む魅力を創造していくことで、将来人口は大幅な減少はなく概ね現状で推移していくことを想定している。

農業振興地域は、行政区域24,027haのうち都市計画法に基づく用途地域949ha、稲田地区の既成市街地90ha、国有林1,076ha、ゴルフ場用地1,157haを除いた20,755haであり、うち、農用地の土地利用が5,632haである。

本市は、笠間地区、友部地区、岩間地区の3つの市街地からなる「街」と、良好な農地や集落地を中心とした「里」、山々の緑豊かな「森」から構成される特色ある空間を有しており、今後は、広域交流基盤を生かした新時代のまちづくりに向けて、地域特性に応じた開発等の適切な規制・誘導を行い、豊かで美しい自然環境の保全や良好な住環境などの維持・創出に努めるとともに、広域交流を受け止め、地域の魅力や一体性を高めていく計画的な土地利用を進めていく必要がある。

そういった中、近年の農業を取り巻く厳しい状況に対応し、水田・畑地の基盤整備を進め、優良農地の確保・保全に努めるとともに、各種施策の推進により新たな農業構造の構築を目ざし、なお一層の農業振興を図るものである。

なお、土地の移動構想はおおむね次のとおりである

単位：ha %

区分 年次	農用地		農業用施設		山林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 H20	5,632	27.1	12	0.1	8,306	40.0	1,347	6.5	167	0.8	5,291	25.5	20,755	100
目標	5,620	27.1	12	0.1	8,291	39.9	1,364	6.6	170	0.8	5,298	25.5	20,755	100
増減	△12		0		△15		17		3		7		0	

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地5,632haのうち、a～cに該当する農用地約3,317haについて農用地区域を設定する方針である。

a 集団的に存在する農用地

20ha以上の集団的な農用地 約938ha

b 土地改良事業又はこれに準ずる事業(防災事業を除く。)の施行に係る区域内にある土地

約2,061ha

c a及びb以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

約318ha

ただし、cの土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。

④ 集落区域内に介在する農用地及び施設等の整備に係る農用地

該当農用地面積 約1,560ha

⑤ 自然的条件からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地

約754ha

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要がある土地改良施設用地約18haについて、農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地について、農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要がある農業用施設用地約12haについて、農用地区域を設定する。

(エ) 現況山林、原野等についての農用地区域の設定方針 設定しない方針

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本地域の現況農用地は、5,632haあり、そのうち集団性のある農用地3,323ha、採草放牧地11ha、農業用施設用地12haについて、農業上の土地利用の展開を図るべき農用地として設定し、優良農地の確保と生産基盤の整備等の施策を推進する。

単位：ha

	農地			採草放牧地			混牧林地			農業施設用地			計		
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減
笠間地区	89.2	89.2	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	89.2	89.2	0.0
大池田地区	346.7	346.7	0.0	—	—	—	—	—	—	2.1	2.1	0.0	348.8	348.8	0.0
北山内地区	346.0	346.0	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	346.0	346.0	0.0
南山内地区	395.6	395.6	0.0	0.7	0.7	0.0	—	—	—	1.7	1.7	0.0	398.0	398.0	0.0
稲田地区	252.7	252.7	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	252.7	252.7	0.0
大原地区	417.0	417.0	0.0	2.5	2.5	0.0	—	—	—	0.1	0.1	0.0	419.6	419.6	0.0
宍戸地区	263.2	263.2	0.0	1.1	1.1	0.0	—	—	—	3.5	3.5	0.0	267.8	267.8	0.0
北川根地区	242.5	242.5	0.0	6.7	6.7	0.0	—	—	—	0.6	0.6	0.0	249.8	249.8	0.0
岩間地区	588.0	588.0	0.0	—	—	—	—	—	—	1.6	1.6	0.0	589.6	589.6	0.0
南川根地区	382.6	382.6	0.0	—	—	—	—	—	—	2.1	2.1	0.0	384.7	384.7	0.0
合計	3,323	3,323	0.0	11	11	0.0	—	—	—	12	12	0.0	3,346	3,346	0.0

イ 用途区分の構想

(ア) 笠間地区

a 笠間地区

- ・ 潤沼川、稲田川水域に広がる農用地おおよそ80haについては、潤沼川、稲田川より取水し水利状況は良い方である。基盤整備については、笠間地区53haが完了している。市街地に隣接した農地については、近い将来都市化が予想されるが、市総合計画と調整しながら優良農地の確保をしていく。

- ・ 台地における畑おおよそ8haについては、樹園地との混在もあり、今後農道整備等を推進しながら、団地化を図る。
- b 大池田地区
- ・ 潤沼川、飯田川、桜川水域に広がる農用地おおよそ300haについては、潤沼川、飯田川より取水し比較的水利の便は良い方である。基盤整備については、292ha、ほ場、水利条件の整備が概ね完了している。機械化体系による一貫作業を確立して優良農地の確保を図る。
 - ・ 台地に展開する農用地おおよそ42haについては、大部分が畑であるが樹園地との混在が随所に見られるため、農道整備等によってそれぞれの団地化を図る。
- c 北山内地区
- ・ 片庭川、寺崎川、間黒川水域に広がる農用地おおよそ260haについては、片庭川、寺崎川、間黒川より取水し一部用水の不足するところもあるが比較的水利の便は良い方である。土地基盤整備については、198haが完了し、片庭川を水域とする県営の箱田中央地区56haが平成22年度の完了予定である。今後は未整備地のほ場整備、農道整備により大型機械の導入、施設の整備を行い生産体制を確立し、将来とも水田としての利用を図る。
 - ・ 台地における農用地おおよそ80haについては、農道整備を行い、それぞれ団地化を図り畑地及び樹園地としての利用を図る。
- d 南山内地区
- ・ 潤沼川、二反田川、大古山川水域に広がる農用地おおよそ320haについては、比較的水利の便は良い方であるが、一部不足の傾向にあるため、霞ヶ浦用水事業を推進し、農業用水の確保に努める。基盤整備については、南指原地区18haが平成21年度に完了予定で、それによりおおよそ288haが完了することになる。今後は未整備地のほ場整備、農道整備、溜池整備により大型機械の導入、施設の整備を積極的に行い生産体制を確立して将来とも水田としての利用を図る。
 - ・ 台地における農用地おおよそ70haについては、樹園地の混在もあり、今後農道整備等を推進し、それぞれの団地化を図ることを目的として畑地及び樹園地としての利用を図る。
- e 稲田地区
- ・ 稲田川水域に広がる農用地おおよそ205haについては、稲田川より取水し水利状況は比較的良いほうであるが一部において不足をきたすところもある。土地基盤整備については、県営の福原・稲田地区92haが完了している。今後は農道整備等により大型機械の導入を積極的に行い生産体制の確立に向けて将来とも水田としての利用を図る。
 - ・ 台地における畑おおよそ47haは樹園地との混在もあり、今後農道整備等を推進し、それぞれの団地化を図ることを目的として畑地及び樹園地としての利用を図る。

(イ) 友部地区

a 大原地区

- ・ 涸沼前川流域に属する涸沼前川沿いのおおよそ285haの農用地は、平坦部の土地については、ほとんどが水田として利用されており、畑地は一部のみとなっている。山間部のおおよそ20haの農用地については、小規模に分散されており、傾斜もあることから耕作放棄地が多く見られるため、農地の集団化、地形にあった農作物の作付けを推進する。
- ・ 小原地区に展開する農用地おおよそ84haは大部分が畑であるが、樹園地及び集落との混在が見られることから、72haについて県営畑地帯総合整備事業により畑地の集団化及び基盤整備を進め、野菜生産の向上と農地としての効率的な利用を図る。
- ・ 滝川地区に展開するおおよそ28haの農用地については、田畑の混在が見られ、小区画でもあり、機械化の条件に恵まれないことから、24haについて基盤整備が進められている。また霞ヶ浦用水事業により平成20年度までに不動谷津池へ給水が完了されたことから、霞ヶ浦用水を活用した生産性向上と農地としての効率的な利用を図る。

b 宍戸地区

- ・ 涸沼川流域に属するJR常磐線東西部、涸沼川沿いの平坦地帯におおよそ157haの農用地は、水田の大部分が基盤整備を完了しているが、畑については、緩傾斜地帯になっており、樹園地との混在が見られるため、集団化や整地化を行い、農地としての利用を促進する。
- ・ 橋爪地区に展開するおおよそ33haの農用地については、畑として2/3を利用されているが小規模に分散されており、樹園地との混在が見られるため、集団化を進め、農地としての効率的な利用を進める。
- ・ 星山、大田町地区周辺に展開する農用地おおよそ71haについては、田畑及び樹園地が混在しており、傾斜地帯も見受けられる。大田町地区については、集落との介在も見られ、地域にあった農作物の生産を推進し、効率的な土地利用を進める。

c 北川根地区

- ・ 涸沼川流域に属する県道大洗・友部線南部及び枝折川沿いのおおよそ138haの農用地については、平坦部の水田は基盤整備がほぼ完了しており、樹園地や採草放牧地が小規模に分散している。機械化の条件にも恵まれていることから、農地としての高度土地利用を進める。
- ・ 枝折川流域に属するおおよそ56haの農用地は、水田の大部分が基盤整備を完了しており、畑も一部分で基盤整備を行っている。随分附地区においては、露地菊・施設園芸が推進されており、花き産地として合理的な土地利用を推進する。
- ・ 仁古田、柏井地区周辺に展開するおおよそ48haの農用地は、畑と樹園地の混在が随所に見られることから、農地の集団化や効率的な利用を進める。また霞ヶ浦用水事業の整備を促進し、生産性の高い農地として利用する。

(ウ) 岩間地区

a 岩間地区

- ・ 桜川，随光寺川流域に開ける平坦な農用地おおよそ212haは，すでに基盤整備が完了しており，その内河川流域の180haは水田として利用し，それらの周辺を囲む整備された畑については，生産性の高い農地として利用する。
- ・ 新渡戸から滝尻地区にかけての農用地おおよそ74haで，水田については基盤整備が完了し水田として利用されており，今後とも農地として活用を図る。また，台地に開けた畑については，普通畑，樹園地が混在しており，普通畑と果樹の集約を図り農地として利用する。
- ・ 軍勢川流域に沿う水田を中心とした農用地おおよそ28haと，県営畑地帯総合土地改良事業により約137ha基盤整備された巴川流域を中心とする泉，市野谷東部のおおよそ149haの農用地は重要な農地として活用する。その内，泉地区の畑については，野菜の生産，飼料作物，果樹との用途を明確にし農地として利用する。また，河川流域の水田は引き続き農地として利用する。
- ・ 市野谷南部，福島，小島地区にかけての巴川流域に広がる農用地おおよそ122haのほとんどが水田であり，基盤整備も完了しているので今後とも農地として利用する。

b 南川根地区

- ・ 土師地区の周辺に展開する農用地おおよそ72haで，桜川，涸沼川流域に広がる水田については，早い段階で基盤整備が完了しているので農地として利用する。また，畑については，普通作，樹園地が混在しているが，北部の普通作と南部の樹園地とを明確に区分し，農地として利用する。
- ・ 上押辺から下安居地区までの涸沼川流域に広がる農用地おおよそ191haについては，基盤整備も完了し，水田，畑が明確に区分され団地性にも優れており，機械化体系による近代化の条件を備え，石岡台地用水事業も整備されていることから，生産性の高い農地としての利用を図る。
- ・ 安居東部の涸沼川流域に開ける農用地おおよそ20haは，大部分が水田であり基盤整備も完了していることから農地として利用する。また，俎倉地区に広がる農用地おおよそ13haの水田についてもすでに石岡台地用水事業の受益効果地区となっていることから農地として利用していく。
- ・ 梶山地区台地の農用地おおよそ79haについては，集落と平地林を囲むように農地が広がり，その中で陸田，樹園地，普通畑が混在している。今後は，樹園地を集約整理し，野菜を中心とした利用を促進し，農地として利用する。

ウ 特別な用途区分の構想

特になし

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農用地区域に含まれる既存農用地のうち、田は約2,078haの土地基盤整備が完了し、友部地区、岩間地区では山間部等の谷津田を除いてほぼ完了しており、笠間地区でも整備が順次進められている。畑については、437haの基盤整備が完了しているが、地域内の畑の割合からみれば整備がほとんど行われていない状況である。

今後は、担い手への農地集積を促進し、生産や経営の効率化・安定化を図るため、ほ場の大区画化や用排水施設の整備、農道など生産基盤の整備、霞ヶ浦用水事業、石岡台地用水事業を推進する。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備考
		受益地区	受益面積		
県営農村振興総合整備事業	区画整理・農道整備・排水路 ため池	友部地区	—		
県営畑地帯総合整備事業	区画整理 A=72.0ha 用水路 L=3.48km 排水路 L=6.8km 幹線農道 L=1.29km	小原地区	72ha	①	
県営経営体育成基盤整備事業	区画整理 A=47.6ha、 用水路 L=12.2km 排水路 L=9.7km 道路 L=11.3km	箱田中央地区	47.6ha	②	
県営経営体育成基盤整備事業	区画整理 A=23.4ha 用水路 L=7.2km 排水路 L=7.0km 道路 L=3.92km	滝川地区	23.4ha	③	
県営経営体育成基盤整備事業	用水路 L=46.7km 排水路 L=9.3km 道路 L=3.3km	友部地区	395ha	④	友部小原, 友部市原, 友部中央・随 分附,北川根
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業	区画整理 A=7.9ha	大古山地区	7.9ha	⑤	笠間地区

3 森林の整備その他林業の振興との関連

市森林整備計画に基づき、木材の生産機能、自然環境の保全などの公益的機能を高めるため、造林、育林、間伐等を促進し山林の保全整備に努める。また、効率的な林業施業を図るため森林整備に必要な林道等の施設整備を推進する。

平成20年度より時限的に導入された森林湖沼環境税による県からの補助金等を有効に活用し、水源かん養機能または山地災害防止機能が高い森林を対象に間伐等を行うなど森林の保全整備を進める。

4 他事業との関連

特になし

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農業従事者の高齢化、後継者や担い手の減少等により農地の耕作放棄地が増加する傾向が見られる。また、農村地域の都市化、混住化が進行しており、農業用水の汚濁や土地改良施設の機能が低下してきている。

このような状況を踏まえ、農業生産の拡大・安定を図るため、農地を良好な状態で保全し、効率的な利用の促進を図る必要がある。さらに、農用地の保全は温室効果ガスの排出を抑制し、自然環境の保全にも資するものである。このため、担い手の育成に努めるとともに、農地の利用集積や遊休農地の解消対策、防災施設の整備改修などの施策を推進し、農用地の保全と土地改良施設の機能の維持増進を図るものとする。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備考
		受益地区	受益面積		
県単農業生産基盤整備事業	ため池整備	兔久保池	0.9ha	1	

3 農用地等の保全のための活動

耕地利用率の低下や耕作放棄地・遊休農地の発生を防止するため、地域の実情に即したほ場整備を促進するものとする。また、土地改良施設の老朽化による機能低下や整備の遅れている地域において、農用地として有効活用を図るため、計画的に施設整備事業を取り入れ、農業基盤の整備を進め優良農用地の維持確保に努める。

また、認定農業者など効率的かつ安定的な農業経営体をはじめ、地域農業を支える多様な担い手の育成・確保を図りつつ、兼業化と高齢化が進む農家の農地の受け手として、認定農業者や集落営農組織などの担い手への農地の利用集積を促進するとともに、農用地の保全及び有効利用を図るものとする。

さらに、中山間地域においては、担い手の減少や高齢化等により耕作放棄地が増加している。このため、耕作放棄地の発生を防止し農地の多面的機能の確保を図る観点から、農業生産条件の不利を補正する中山間地域等直接支払事業を実施し、耕作放棄地の解消、農業生産活動の維持とあわせて、国土の保全、水源のかん養、良好な景観の形成等の多目的機能を確保する。

4 森林の整備その他林業振興との関連

特になし

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業従事者の高齢化や兼業化、担い手の減少が進む中において、生産性の高い農業の育成・安定を図るため、中核的農業者の経営能力と地域農業に対する指導的役割の一層の向上を図るとともに、後継者や新規就農者が就農しやすい環境づくりを関係機関や地域が一体となって推進する。また、農業従事者の減少や高齢化により耕地利用率が低下し、耕作放棄地が増加する傾向がみられるため、農業者に農用地等の利用集積を図り、農業経営の規模拡大と農用地等の効率的で総合的な利用を推進する。

具体的な経営の指標は、年間農業所得が主たる農業従事者1人当たり510万円程度、年間労働時間が主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度の水準を実現できるものとし、またこれらの経営が、本市の農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

営農類型及び経営規模

	営農類型	目標規模	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
家	普通作	水稲 3ha 麦 3ha 大豆 1.5ha (作業受託) 水稲 5ha	水稲, 麦, 大豆, 水稲作業受託	35	
	露地野菜+水稲	カボチャ 200a ネギ 60a 水稲 500a	カボチャ, ネギ, 水稲	6	
族	施設野菜+水稲	トマト 80a 水稲 200a	トマト, 水稲	7	
	施設野菜	イチゴ 25a 水稲 100a (作業受託) 水稲 200a	イチゴ, 水稲, 水 稲作業受託	4	
営	施設花卉+水稲	バラ 25a 水稲 100a (作業受託) 水稲 200a	バラ, 水稲, 水稲 作業受託	5	
	花き(鉢物)	ハイドラングア 15a ポインセチア 50a	ハイドラングア, ポインセチア	5	

	営農類型	目標規模	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
家	花き (キク)	小ギク 40a 輪ギク 30a	キク	17	
	果樹	梨 (幸水) 50a (豊水) 50a 梅 200a 水稲 100a	梨, 梅, 水稲		
	果樹	栗 300a 梅 300a 水稲 300a	栗, 梅, 水稲	1	
	果樹+水稲	ぶどう 120a 水稲 150a	ぶどう, 水稲	2	
族	果樹	りんご 50a 水稲 200a (作業受託) 水稲 200a	りんご, 水稲, 水稲作業受託	1	
	普通作+タバコ	タバコ 150a 小麦 300a 大麦 300a 水稲 150a	タバコ, 小麦, 大 麦, 水稲	7	
営	工芸作物	しいたけ (原木) 40,000本 年間生産量 (生) 25,000kg (乾燥) 1,000kg	しいたけ	7	
	酪農	年間平均飼養頭数 75頭 飼養畑 6ha	生乳, 飼養畑	34	
	肉用牛	飼養規模 20頭 アスパラガス 100a 水稲 100a なす 20a	繁殖牛, アスパラ ガス, 水稲, なす	1	
	肉用牛	飼養規模 200頭	肥育牛	1	
組織 経営	普通作	水稲 15ha 麦 10ha 大豆 10ha (作業受託) 水稲 20ha	水稲, 麦, 大豆, 水稲作業受託	5	

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農業従事者の高齢化や兼業化が進む中、農用地の効率的な利用による生産性の高い農業の展開を図るため、農用地の流動化をさらに促進しながら中核的農業者への農用地の集積を図るとともに、集落営農組織を育成し、生産向上に努め農用地の有効利用を図る。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

地域における望ましい農業の振興を図るためには、経営規模の拡大による経営の安定化と農用地の効率的な利用を進める必要があるため、そのため、認定農業者及び集落営農組織などの担い手づくりを促進するとともに、効率的かつ安定的な農業経営を旨とする中核的農業者へ農地の流動化を進め農地の利用集積を促進する。さらに、農用地の合理的活用と機械化による省力化、農作業の集団化を図るため、担い手を中心とした農業機械の共同利用、受委託等を進め土地利用型農業の育成を図る。また、畜産農家と耕種農家との連携を図り、堆肥等の有効利用による土作りと環境にやさしい農業を推進する。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

都市化，工業化に即応した農業所得の増大を期するには，規模拡大を図るとともに生産性の向上と省力化を推進する必要がある。

本地域の振興すべき重点作物は，地区の現況及び将来の見通しを勘案し，水稻，野菜，園芸作物（主に果樹・花き），畜産として，それぞれの地区の特性に応じた作物を推進し，生産性の向上と農業所得の増大を図るものとする。これらの作物の今後における農業技術，生産体制のあり方及び農業近代化施設の整備方針は次のとおりである。

水稻 土地基盤整備と相まって，集落ごとの集団的生産組織を育成し，機械化体系による省力化を進めていく。このため，農地の流動化と農作業受委託面積の拡大による農地の団地的利用集積を積極的に推進し，大型機械の共同利用及び共同育苗の利用組織体制と合わせた機能的な機械施設の整備を図る。

野菜 地域の実情や需要の動向に見合った作付計画や輪作体系を確立するとともに，作柄の安定と品質の向上を図るため施設整備を推進する。

果樹 銘柄推進産地に指定されている栗を中心として，生産組織の育成と高品質果実の生産により産地維持を図り，付加価値づくりを進めながら，安定生産と協選共販体制の確立を図る。また，優良品種の導入や病虫害の防除管理，品質管理を徹底し，高性能機械施設等の共同利用により生産性と品質の向上を推進する。

花き 県銘柄産地の指定を受けた小菊をはじめとした菊類が中心であるが，育苗施設，保冷库，集出荷所等の整備を行い，栽培技術の向上，周年出荷体制，共販体制の確立を図る。また，作業体系の合理化をさらに推進するとともに，連作障害を回避し，品質の向上と省力化に努める。

畜産 高品質低コスト生産を図るため，優良系統の導入・増殖等により生産能力を高め，合理的な生産体制を整備する。また，家畜排泄物処理施設の整備により優良堆肥を生産し，耕種農家との連携により，堆肥の農地還元を進め，資源環境型畜産経営の確立を進めるとともに，堆肥等を活用した土づくりなど資源循環による環境にやさしい農業を推進する。

2 農業近代化施設整備計画

特になし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

効率的な農業生産と安定的な農業経営を推進するため、地域農業を支える多様な担い手の育成・確保を図る必要がある。集落営農を中心とした農業生産組織など集落を基礎とした農業者の組織、その他の農業生産活動を共同で行う農業者の組織、委託を受けて農作業を行う組織等の活動を促進し、積極的に農業を担うべき人材の育成・確保を図る。

都市近郊農業を生かし既存の観光資源と併せて、加工施設や直売施設の整備・充実を図る。また、都市住民との交流と地域農業の活性化を図るため、クラインガルテンを中心とした農産物加工体験施設や市民農園、農業経営感覚に優れた農業者の育成・各グループとの交流を目的とした活動支援施設等の整備促進に努める。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

特になし

3 農業を担うべき者のための支援の活動

地域農業を支える多様な担い手の育成・確保を図りつつ、兼業化と高齢化が進む農家の農地の受け手として、地域の認定農業者などが農地を借受、作業受委託しやすい環境づくりを支援する。

農地や労働力の効率的な利用と生産向上を図るため、農地の利用集積による規模拡大を促進し、また、営農組織の支援として、補助事業を取り入れ、機械・施設の整備に対する助成を行い、作業の効率化を図る。

新規就農者について、農業の振興と次世代を担う優れた農業者の確保という観点から、関係機関と連携しながら、就農相談窓口や農業者研修の支援に努め、人材の育成を推進する。さらに、学校教育での食育教育や農業体験学習等を行い、食料・農業・農村に関する学習の充実を図る。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

農業従事者の安定的な就業を促進するため、農村地域工業等導入促進法により笠間南工業団地及び飯田工業団地へ企業を誘致するなど就業機会の確保に努めてきた。しかし、本地域は社会経済の変化、農業従事者の高齢化等に伴い年々第2次・第3次産業への就業人口の移行が見られ、不安定な兼業農家が増加している一方で、農家戸数が年々減少の傾向にある。

このような現状に対応し活力とうるおいのある農村の形成を図るためには、農業従事者の安定的な就業機会の確保を図るとともに、農村地域における定住条件の整備を進める必要がある。このため、認定農業者や地域農業を支える多様な担い手への農地利用集積とを進め、その経営規模の拡大を図るとともに、地域資源を活用した特色ある地場産業の振興を図ることなどにより安定的な就業機会の確保に努め、農業就業構造の改善を図る。

単位：人

区 分										
I (形態別)	II (産業別・業種別)	笠 間			友 部			岩 間		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	—	1,369	891	2,260	840	598	1,438	763	507	1,270
自営兼業	—	195	92	287	138	58	196	147	78	225
出稼ぎ	—	1	—	1	4	—	4	7	1	8
日雇・臨時雇	—	114	125	239	82	80	162	81	86	167
計		1,664	1,103	2,767	1,038	727	1,765	979	663	1,642

参考：2005年農林業センサス

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

地域特産物の利用促進を図る加工販売の検討を進め、新鮮さや安心を求める消費者ニーズに対応した農産物直売所等の整備・運営を支援し、地域における農業従事者の安定的な就業機会の確保を図る。

また、農林水産業、観光産業、食品関連産業等との連携及び都市住民等の交流人口の定着に配慮しつつ、クラインガルテン等交流拠点を活用した地域特産物の加工販売やグリーンツーリズムの振興を推進し、地域資源を活用した内発的な産業の創出に努める。

3 農業従事者就業促進施設

特になし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

近年の農業情勢の変化と、農業従事者の高齢化や農村地域内の宅地化による混住化など、農村生活様式が大きく変化している中で、農村地域の住民が潤いある住みよい地域社会を築き、安全で快適な生活ができる生活環境の整備を図る。

(1) 安全性

近年の災害は、生活様式・産業構造の変化等に伴い複雑多様化の傾向にある。その防災対策として地域防災計画による防火水槽、消火栓等の施設整備を計画的に推進し防火体制の整備に努めるとともに、関係団体との連携を図り、高齢者等災害弱者に十分配慮した災害に強いまちづくりを推進する。

また、交通量の増加に伴い、交通事故発生率が高まると予想されることから、交通事故を未然に防ぎ、安全で快適な交通社会を実現するため、カーブミラー、ガードレール、交通標識等交通安全施設の整備とあわせて、子どもから高齢者まで年齢に応じた交通安全意識の高揚やマナーの一層の向上に取り組む。

防犯対策では、関係団体や地域住民との連携・協力のもと、防犯活動や安全な環境づくりを推進し、誰もが安心して暮らせる犯罪のないまちづくりを進める。

(2) 保健性

ごみの排出量は年々増加し、種類も多様化していることから、今後はごみの減量化を促進するため、ごみに対する住民意識の高揚に努め、リサイクルや分別回収の積極的な推進等によりごみの減量化を図る。

排水処理については、公共下水道、農業集落排水事業が一部供用されており、今後も計画的に整備促進を図る。

保健予防については、健やかに暮らせるまちづくりのために各保健センターを中心として健康づくり運動を体系化し、生活習慣病、母子保健対策、食生活の改善を積極的に推進し、健康管理の向上に努める。

(3) 利便性

本市は、JR常磐線及びJR水戸線が通り、両線の結節駅である友部駅を含め市内に6つの駅を有している。また、南北方向に常磐自動車道、東西方向に北関東自動車道が通り、友部ジャンクションで交差し、友部サービスエリアにあるスマートインターチェンジを含め4ヶ所のインターチェンジが設置されている。その他国道50号、国道355号、主要地方道などが通り広域交通の要衝となっている。

しかしながら、市民の快適な日常活動を支える身近な生活道路は、依然多くの課題が残されており、今後は、広域交通網の整備を促進するとともに、これらと円滑に連絡し、かつ、笠間地区、友部地区、岩間地区の一体化を促進する幹線道路網の形成とだれもが安心して利用できる安全・快適な生活道路の整備を計画的に進める。

(4) 快適性

自然環境と調和の取れた都市機能や集落機能の充実を図り、快適で健全な地域社会を形成していくため、環境基本計画に基づき市民参加による取り組みを促進し、自然環境や生活環境の整備を総合的かつ計画的に推進するとともに、地区の特性に応じた良好な市街地整備を推進する。

(5) 文化性

市民の主体的な学習活動を支援するため、わかりやすく利用しやすい情報の提供、指導体制の充実、成果の発表の場の充実を図るとともに、公民館・図書館をはじめとする生涯学習の拠点施設の維持・充実を進め、施設の柔軟かつ有効な利用を促進していく。

また、市民のだれもが、気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむことができるよう、施設の整備・充実や指導者の育成・確保に努めるとともに、各種大会・教室などの充実をはじめ、能力や目的に応じて継続的にスポーツを楽しみ、健康増進を図ることができる環境の整備を進める。

2 生活環境施設の整備計画

特になし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

農業集落排水事業については、市原、北川根、枝折川、安居及び岩間南部地区で供用され、友部北部地区において平成21年度より整備が進められている。その他事業についても笠間市総合計画をはじめとした各関係計画と整合性を図りつつ、整備推進を図る。

第9 付図

別添

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図3号）